たなべ

昭和35年8月10日

特集号

田辺町役場
電話田辺271～274
発行人　京都府田辺町役場総務課
印刷所　三星印刷所

拠出制国民年金のはなし

◇…すでに支給のはじまった掛け金のいらない福祉年金につづいて、保険料をおさめて給付を受ける拠…◇
◇…出制年金が、きたる十月から資格取得届の受け付けが始まります。この資格取得届によって年金手…◇
◇…帖がわたされ来年四月から保険料をかけることになります。町厚生課では、この説明会を去る七月…◇
◇…中頃から連日各地区で開いていますが、さらにみなさんのご認識を深めていただくため「拠出年金…◇
◇…について」の解説を特に本紙臨時号をもって掲載することにしました。

どんな方が加入するのでしょう

20歳から50歳まで 強制加入

来年四月一日を以って満二十歳から五十歳までの日本国民で、一部の対象とならない人をのぞいて全部この年金に加入しなければならないことになっています。つまり自由意思で保険にはいらないことはできないわけです。

会社につとめて厚生年金の被保険者になっている人や官公庁、学校などにつとめて恩給法の適用を受けたり、共済組合の組合員となっている人、それに、これら厚生年金や各種の共済組合、恩給などの制度によって、すでに年金を受けている人、または受ける資格のある人はのぞかれます。

学生などは 自由加入

恩給をもらっていた夫がなくなったため、現在扶助料を受けている人やことものが戦死したため公務扶助料や遺族年金をもらっている人、また現につとめていて厚生年金や恩給、共済組合にはいっている人の妻、それに高等学校や大学の学生の加入は本人の希望したいということになっています。ただし、定時制、夜間、裁縫、洋裁などの学生で該当年令に達している人はかならず加入しなくてはなりません。

50歳から55歳までは任意加入

来年四月一日に満五十歳をこえる人、つまり明治四十四年二月三十一日以前に生まれた人は保険料をおさめる期間が少ないため、掛け金のいらない福祉年金の支給を受けることになっています。しかし五十五歳未満の人、つまり明治三十九年四月一日から明治四十四年二月二十一日までのあいだに生まれた人は、本人の希望しだいで

資格取得届を役場へ

かならず加入せねばならない人も希望で加入する人は、この十月に資格取得届を役場へ出すことになります。そして来年三月までに国民年金手帳が該当者にわたされ、四月から保険料をかけることになるわけです。

なお、「被保険者資格取得届」「任意加入被保険者資格取得申出書」の受け付け事務について、厚生課では、あらかじめ日時、場所をきめ、各地区に係員が出張して受け付けをする計画です。きまりしだいお知らせします。

福祉年金よりも有利なこの拠出制年金にはいることができます。この届け出を来年三月三十一日までにしないと、あとでは加入できないことになっています。

☆気は若い

年金は五つの種類

老令年金

老令年金は、二十五年以上保険料をかけた人が、六十五歳になったときから支給されます。その額は保険料のかけた年数によってちがい、かけた年数二十五年で一万四千円、二十年で二万円、三十五年で二万六千円、四十年で四万二千円というふうに、一年ごとに年金額がちがいます。かけるのは六十歳までですから四万二千円が最高です。

貧しいために免除をうけた人には、十年以上おさめており、かつおさめた期間と免除された期間の合計が二十五年以上であれば、おさめた期間によって最低一万二千円から最高一万二千八百円をもらうことができる。

また、この制度が始まったときすでに四十五歳以上である人は十年間、三十五歳である人は二十年間というように年令に応じて短かい期間の納付でも年金をもらうことができます。この場合の額は一万二千円（七十歳までは九千六百円）から一万二千八百円です。

拠出制国民年金（老令）支給額表

保険料納付済期間	保険料納付額	65歳になって支給される年金額
40年	63,000	42,000
35年	54,000	36,000
30年	45,000	30,000
25年	36,000	24,000
20年	36,000	18,000
15年	27,000	15,000
10年	18,000	12,000

保険料給付額は被保険者により多少かわります。

障害年金

障害年金は手や片足をなくしたとか、眼がほとんど見えないとか、耳がほとんどきこえないというような状態になったときに支給されます。

支給を受けるのに必要な保険料の納付期間は、いろいろな場合を考えて、こまかくきめられています。年金の額は、保険料をおさめた期間に応じて、年額一万四千円から四万二千円までとなっています。

なお障害の程度が非常に重い人のときは両手、または両足をなくしてしまったような人には別に六千円加算されます。

母子年金

母子年金は十八歳未満の子のある妻が夫をなくしたときに支給されます。一定の期間以上保険料をおさめていることが必要で、年金額は納付期間に応じて一万九千二百円から二万五千八百円まで、十八歳までの子二人以上あるときは第二子以上に一人四千八百円が加算されます。

遺児年金

遺児年金は、両親に死別した十八歳未満の子に支給されます。かりたが悪い場合は二十歳まで対象になります。

父や母が死亡する前に一定期間保険料をおさめていることが必要で、その納付期間に応じて七千二百円から一万五千円までの年金が支給され、二人以上子がいるときは第二子以下の子一人に四千八百円が加算されます。

寡婦年金

寡婦年金は十年以上、戸籍上の結婚生活をしていた夫と死別した妻が受ける年金です。

老令年金を受けるのに必要な期間、保険料をおさめた夫が六十五歳にならずに死亡したとき、その妻が十年以上戸籍上の結婚をつづけていれば、妻に対して六十歳から六十五歳までのあいだ支給されるもので、その額は夫が受けるはずであった老令年金の半額です。しかし夫が先に障害年金をもらっておれば支給されません。

有利な 前納制度も

この方法のほかに、保険料をひとまとめにして、先に払ってしまう前納制度も考えられています。たとえば二十歳から六十歳までの保険料を普通の方法でおさめると金額で六万三千円になりますが、これを全部前納する場合は二万三千五百四十円ですみます。もちろん早く死んだ場合には、おさめずじまいの保険料はかえしてもらえます。

貧しい人は免除

生活保護を受けている場合や、所得が低くて保険料をおさめることができない場合には、その期間保険料が免除されます。この免除を受けた期間も一定の条件で保険料をおさめた期間と同じようにみなされるわけです。

国も半額を負担

この年金は国民健康保険と同様に、国が社会保障制度のひとつとして作ったもので、つまり「国保は医療の保障」「年金は所得の保障」というわけです。

したがって、国も被保険者の払う保険料の半額を出し、将来の年金を払うために積み立てます。

これらの関係もあって、長生きをすれば、年金は非常に有利になります。かりに七十五歳まで生きると年金四万二千円が十年間もらえるとして四十二万円。これに対しておさめたお金は二十歳から四十年間で六万三千円というわけです。

保険料（掛け金）は 34歳まで＝月百　円 35歳以上＝月百五十円

保険料の額は二十歳から二十四歳までは一人月百円、二十五歳以上は月一人百五十円となっています。

役場で印紙を買って、それを年金手帳にはり、一月、四月、七月、十月の年四回、役場で検認を受けるというしくみです。つまり、自分の都合のよい時におさめることができるわけで、そのつど役場へおさめにゆく手間がはぶけるわけです。

拠出制国民年金の世論調査実施

拠出制国民年金はいよいよ本年十月から被保険者の適用についての事務が始まるわけですが、いうまでもなく、この適用事務は年金という事業をすすめてゆく上の基礎となり、これを正しく円滑に行なわれるかどうかは、年金業運営の将来を大きく左右するものです。そこでこの事務が始まるまでに、あらかじめ地域内の住民の中で、被保険者となる人々を確かめておき、いよいよ事務の処理に当つて、その円滑をはかるネライから、全国一せいに世帯調査を実施されることになつたものです。もうすでに調査員がお宅を訪問し調査ずみかと思います。まだの場合は調査員が参りました節は、よろしくご協力願います

この調査は、町内の世帯主とその世帯員のうち昭和二年四月一日現在における満年十九歳から五十五歳未満のすなわち、世帯員については二十六年度中に拠出制国民年被保険者となる見込みのある人の全部を対象として行なわれることとなっています。

この調査の調査事項は、対象者の「氏名」「性別」「生日」「世帯主との続柄」「住「職業」「勤務先または学校」どの一般的事項を基礎とし、ものが「公的年金の適用を受けているかどうか」などです。その者が任意加入被保険者にするものである場合には「国金に加入する意思があるかどうか」などです。なおまた、保険納制度活用に関する世論調査については、被保険者となるもの国民年金へ加入後「保険料納度を利用することの意思の有と「前納することにきめた場どの程度の期間について前納ることとするか」などにつき調行なうものです。

ことばの案内

＜被保険者＞
言葉どおりに解釈すれば、保険をうける者のこと。国民年金の場合は、国が保険者になり、国民が被保険者となる仕組みになっている。これはこの制度が一般の社会保険とほぼ同じような建前になつているため。ただ違うのは、国が国民の保険料の半分と事務費を負担すること。それで国民年金でも社会保険と同じ被保険者という名称を取っているわけ。

ところで、国民年金の被保険者は強制適用、つまり資格のある人は誰れでも加入しなければならない。その資格は、日本人であって日本国内に住んでいて満26才以上満60才までの人、しかし、このうちで、すでに今まで国の法律で定められた他の年金保険に加入している人とその奥さん、それに学生さん（夜間部は除く）たちは強制適用ではない。ただし、自分の意思があれば国民年金への加入は大いに結構ということになつてい

あなたの老後を
まもる国民年金

―厚生省監修―

判りやすく、親しみやすい
国民年金の解読書
定価三十円　送料十円

社団法人　日本国民年金協会

東京都千代田区霞ヶ関二の
衆議院　第二議員会館　四の

拠出制年金座談会に拾う

最近、国民年金の拠出制に対して「保険料が高すぎる」とか「掛け捨てになる」とか「積立金をどう流用されるのだろうか」といった疑問と心配げな声が起きはじめ、しだいにこの制度の関心が高まってきています―。いずれにしてもとの制度の内容に関心の強さはあるにせよ、日本にもこういう制度ができた歴史的事実は認めずにはおれません。これをどんな順調よく成長させるかには、自分たち自身の幸福を国にゆだねるだけでなく、自分たちもすすんでその制度を充実させてゆかねばならないと思うのです。

そこで特に本欄は、去る六月二十五日付け国民年金広報にケイ載された「拠出制年金をめぐる座談会」の記事の中から、当面の疑問点と思われるものを拾ってみることにしました。この制度に対するみなさん方の、正しい理解と判断の材料に役立てば幸いです。

この座談会の出席者は、茨城青年団体協議会事務局長奥田富郎氏、厚生省年金局企画課長坂中善治氏、同国民年金課長野尻元弘氏、国民年金協会事務局長日高貞太郎氏。

国民年金弘報ケイ載

まず制度の精神の理解

奥田　今日は、国民年金制度に深い関心をもっている一青年として、特に私ども青年が考えている国民年金に対する期待であるとか、態度といった問題でなく、この制度をできる限り多くの人々に理解させて、しかもこれが十分に成果があがって運営されるために、われわれが疑問に思っている点、今後研究しなければならぬ点について、おききしたいと思います。

私どもが考えますことは、国民年金をはじめとする一連の社会保障制度というものは、勿論、国家が国民の福利のために実現する制度であるが、同時に、私ども国民も自分たちの社会をより発展させるため、さらには自分たち自身の幸[illegible]をもたらすために国が作った制度に安心して身をゆだねているだけでなく、もっと自分たちが積極的に進んでその制度を充実させ、効果をあげさせていく、そういう動きが必要ではなかろうかと思うのです。特に、この制度の拠出、無拠出の問題でも、ただ無拠出の場合は金を出さなくて済む、拠出の時は金を出さなければならぬ、とそういうように簡単に問題を考えないで、国民年金制度は自分たち自身で作り出していかねばならない制度である。そういう考え方にたつことが必要だろうと思います。そういう意味で厚生省では法案あるいは具体的な面の詳細な点について非常に熱心な説明をされておるようですが、この制度が実際国民にとって本当に利益のあるものであり、国民自身が実現していかねばならないという制度の根本的な精神についての啓蒙というか、理解を深めるための運動というか、そういう点がいささか欠けるように私どもは思うのですが、その点を伺いたいのですが。

なぜ拠出制を実施するか

野尻　お話しはもっともだと思うのですが、私たちが国民年金を実施するにあたって、なぜ拠出制の年金制度を実施しなければならぬかということを、基本的に国民の一人一人が知ってもらうことが一番必要じゃないか、制度の中身についていろいろな法律はあろうが、まず基本の問題として、これを十分に納得してもらうということを私どもは第一義に考え、今後もそれに力を入れたいと考えているわけです。

それでは拠出制をなぜ実施せねばならぬのか。このことについては、私はいろいろな機会にあるいは雑誌その他の広報機関を通じてお話ししているのであるが、最も基本的な問題は、第一に日本の人口構造の老化ということをあげている。第二に最近の家族制度というものが従来の形から変貌しつつあるということ、それからこれは倫理的な問題になるかもしれないが、自己責任による応分の負担という問題を取りあげている。第四に、福祉年金だけを実施した場合に、国の一方的な給与ですから国の財政によって左右されるということになると、きわめて不安定なものになるおそれがある。従ってそれにはやはり拠出制というものが当然制度として行なわれなければならない。

坂中　人口の老化ということを一応数字的に申しますと、昭和三十五年は十五才から五十九才までの生産可能年令人口に対し、六十五才以上の人は十一人に対し一人という割合です。従って今四万二千円を初めから出すかどうかは別として、かりに年金を四万二千円出すとすると、平均すると一人で四万円近い負担になるわけです。それが昭和五十年ごろになると九人に一人、昭和六十年ごろは四人に一人という割合になるわけです。ところがこの十五才から五十九才までの人口の中には学生なんかも入っている。また病気で働けぬというような人もあるから、この十一人とか九人とかいった数字もさらに割引きして考えねばならぬ。だから昭和八十年を考えれば四人に一人というのはひょっとしたら三人に一人になるかもしれない。そうなると四万二千円を三人で持つから一万四千円の負担になる。しかもこの制度は三割程度の免除があるという前提をとっているからもっと大きな負担になることも考えられる。だから人口老令化の進んだ現状ではどうしても拠出でなくてはできないのですね。

奥田　私も拠出制度には賛成ですね。これは自分たち自身が福祉国家を実現していくんだという立場から是非とも拠出によって責任と義務を持つべきだろうと思うのです。そういう自覚によってできる国民年金制度こそ本当の年金制度だと思いますね。

保険料は給付の大切な源

奥田　最近この制度に対して反対運動がでているわけですが、その論拠あるいは考え方になるほどと思われるようなものも二、三ありますので、そういう点を明確にする必要があると思います。

最初に、保険料の額の問題ですが、農村などでは金銭所得が非常に少ない、しかも大きな家族をかかえており他の年金に入ってない場合が多いものですから、負担が重くなりすぎるのではないか、そういう意見があるのですが。

野尻　現在保険料は二十才から三十五才未満が百円、三十五才以上六十才未満が百五十円ときめられているんです。国民所得というような問題もいろいろ考えていかねばならないが、大ざっぱにいって国民年金が定めている老令年金の給付額は一応四十年間納めた場合に月額三千五百円ときめている。そこで農村の老人の単身世帯の一カ月の生活費は、共通経費を除いておおむね二千円そこそこ、都市になると三千五百円ということで、それとのにらみ合せにおいてもこの保険料を考えなければならぬ。大ざっぱにいって保険料の百円、百五十円が一体高いか安いかということにもなるでしょう。所得に比べて保険料が高いという人でも、月にたばこの一つや二つは吸うということを考えると、保険料にしてもわずかなものじゃないかということが一つあるわけです。それから他の年金制度をみても、たとえば厚生年金で一万円の月収の人が保険料をおおむね三百五十円で事業主がその半分負担、共済組合で本人負担だけで四百四十円、船員保険で五百六十円、これは事業主負担もあるわけですが、これからみて国民年金の百円とか百五十円はこれは高いということではなく、どうして納めなければならないかという拠出制年金に対する認識の問題だと考えています。国も集めた金の三分の一を負担するという、他の制度にないような特別な措置を考えて、この年金についての国の配慮をはっきりさせたということを考えてもらいたい。もう一つは、場合によったら保険料を払えないということもあり得るから、その場合には免除ということを考えている。しかも被保険者の資格期間は認めるという特別の措置を考えている。また農村あたりで定時の収入がなく臨時の収入があるという人のためには、前納することによって割引きをして被保険者が有利に保険料を支払えるというように、保険料については、高いということよりも私たちの方ではどういうふうにして納めされしかも実情に合った取り扱い方をするかということを中心に研究してきたわけです。その結果、保険料が高いということよりも、むしろ保険料を納めなければならぬのだ、拠出制が必要だという認識の度合いの方を中心に取りあげていくべき問題ではないかと考えています。

奥田　私も金額のことよりも今おっしゃった認識の問題だと考えます。この保険料を納めない人たちが非常に貧乏であるために納められないというのでなくて、意識的に反対して納めない、あるいは関心が薄くてまだ徹底しないために納めないとか、そういう人々に対する措置は…。

野尻　関心の薄い人には十分啓蒙していかねばならない。意識的に払わないというのでは、この制度が成り立っていかない。根本的にいうと社会連帯という思想が根底からくつがえってくるということになると、強制設定せざるを得ないという考え方をとらざるを得ない。従って法律にも強制徴収の規定を作っています。私たちは懲罰的強制徴収ということは考えていないが、しかし意識的にいやだという人を放っておくことは社会保障の面、社会連帯の思想から考えても適当でないということで、そのまま放っておくということは考えておりません。

「掛け捨て」は認識の問題

奥田　掛金の掛け捨ての問題ですが、途中で死亡した、あるいは満期でかけ切れないという場合にはどういうふうになるのですか。

坂中　掛け捨てというのは、こういう社会保障の制度には、理屈の上では当然なことなのですね。ところが一般の感情は、年金制度とか社会保障になじんでいないから、やはり問題となるだろうと思うのです。それで掛け捨てをなくするには今の保険料のままではちょっと不可能なんです。従ってそういうことを希望する人々は特別の保険料を払ってもらう。これは大体一千円とか一千五百円程度になると思いますが、そういう特別の保険料を払ってもらって何か一時金制度を設けるか―あるいは御承知のように計算上は予定利率五分五厘で積立金を運用するわけですが、実際は現在の情勢ではもっと高く廻っているわけですからその利子の差を財源にして、制度本来のものとして死亡の時の一時金を何か考えるか、そのどれかにするか研究中なのです。最悪の場合でも、特別の保険料を払ってもらえば一時金を出すということはやると思うが、しかし特別なものを出してそれをもらうのは、これは当り前のことだから、その辺のことは今研究中で、どちらでいくかは、今のところ何とも申しあげられない。

野尻　いまかりに二十才の人が国民年金に加入したとして、老令年金をもらう人は百人のうち男が五十七人、女が六十八人、それに障害年金、遺児年金、寡婦年金というようなものをもう数を入れるとそれがさらにふえて、その百人のうち男が八十一人、女が八十二人程度ということになる。これは二十才の人ですよ。だから高令の人が入ればさらにこのもらう人の数字は高くなっている。また掛け捨て掛け捨てといわれるが百人のうち八十人や九十人もらうなら、その非難は社会保障の考え方を取り入れた場合には必ずしも当たっていない。さらに厚[illegible]とか共済保険とかいうものの掛け捨て[illegible]に迷惑をかけているわけ。[illegible]をする人は、比較的そう[illegible]は迷惑をかけてないのだか[illegible]ンスがとれるのだが、結[illegible]保険料をとっていくと掛け捨[illegible]が目立ってしまうんです[illegible]

奥田　そんなことでやはり[illegible]国民年金制度だけのバランス[illegible]なく、将来は日本全体の社会[illegible]制度のバランスということを[illegible]なければならぬのではないか[illegible]いうことをさらに言いたいわ[illegible]社会連帯の精神からいえば[illegible]非常に死亡の危険の高い[illegible]ような飛行機に乗る場合には[illegible]ているが保険をかけますね。[illegible]で飛行機が無事着くと自分は[illegible]に掛けたんだからといってこ[illegible]だれも保険料を掛け捨てにし[illegible]文句をいわない。そういう[illegible]考え方になってくると、自分[illegible]し早く死んでもらえなくて[illegible]れによって社会の人たちが[illegible]われる。しかも自分も年寄り[illegible]ったらもらえるんだという[illegible]を持っておられる。そういう[illegible]よほど具体的な国民年金の[illegible]動と同じくらい、さらにはそ[illegible]熱意を持って厚生省はその[illegible]神を普及してもらいたいと[illegible]

野尻　私たちもそういう[illegible]ら国民の一人一人に認識し[illegible]うように努力していかねば[illegible]と考えております。

積立金は福祉施設などに

奥田　国民年金の場合も保険料がどんどん入ってくるとどの程度の額になるのですか。

坂中　保険料収入は初めの昭和三十六年度は百五十億くらいですが、だんだんふえていって昭和五十年には三百五十億くらいになるのです。

奥田　対象になる被保険者の数はどのくらいですか。

野尻　二千六百万人です。

奥田　二千六百万の何割くらいが納めると見ておられるのですか。

野尻　そのうち七百万人が免除該当、それを除いた数の八五％と見込んでいます。

奥田　千九百万の八五％の目標があるわけですか。

野尻　そうです。それで計算して今の百五十億になるわけです。

奥田　国庫負担は初年度はどのくらいありますか。

坂中　保険料収入の半分[illegible]だから三百五十億なら百五十[illegible]ば、その半分の十五億とか[illegible]億、一応計算上は八五％か[illegible]れは大体百五十億になると[illegible]です。従って国庫負担も入[illegible]三百九十億くらいということに[illegible]ます。

奥田　被保険者の福祉の[illegible]還元するというと、現在ど[illegible]ようなことが考えられます[illegible]

坂中　具体的にいうと、[illegible]境の改善、たとえば上水道[illegible]易水道あるいは屎尿処理[illegible]ういうもの。それから被保[illegible]健康の保持増進に役立つよ[illegible]設、たとえば医療施設、体[illegible]かレクリエーション施設[illegible]とかいろいろあると思いま[illegible]う一つは老人ホームとか母[illegible]ムとかいう社会保障施設[illegible]ものをさしあたり考えてい[illegible]

保険料、前納すれば安くなる

拠出制国民年金の保険料を納めるのに前納、つまり前もって何カ年分かの保険料を納めておくという方法があります。

ではこの前納をすればどれくらい割引きがあり、どれくらいの金を納めればよいか、その実例を左にあげました。この表のように、たとえば二十歳の人が六十歳までの間の四十年間をまとめて完納しようとして毎月納めていけば六三、〇〇〇円の保険料を納めねばならないのが、前納だと二万三、五四〇円ですむことになり、差引き三万九、四六〇円の割引きがうけられます。

前納保険料の割引額の実例

前納時の年齢	前納期間	前納しなかったとしたら納めなければならない額（A）	前納額（B）	割引額（A−B）
20歳	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000円	5,280円	720円
	10年	12,000円	9,310円	2,690円
	40年完納	63,000円	23,540円	39,460円
25歳	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000円	5,280円	720円
	10年	12,000円	9,310円	2,690円
	35年完納	57,000円	23,860円	33,140円
30歳	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000円	5,280円	720円
	10年	15,000円	11,330円	3,670円
	30年完納	51,000円	24,300円	26,700円
35歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年	18,000円	13,970円	4,030円
	25年完納	45,000円	24,860円	20,140円
40歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年	18,000円	13,970円	4,030円
	20年完納	36,000円	22,150円	13,850円
45歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年	18,000円	13,970円	4,030円
	15年完納	27,000円	18,600円	8,400円
50歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年完納	18,000円	13,970円	4,030円